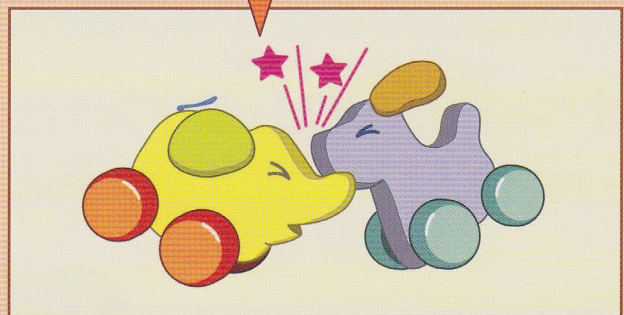
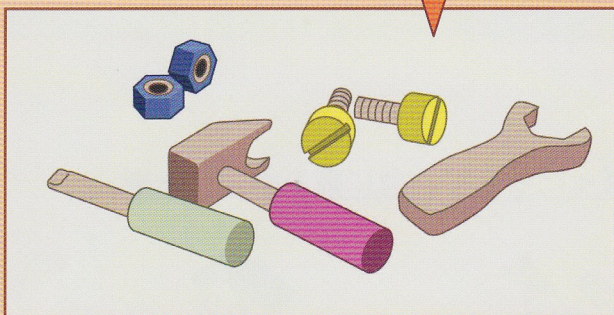


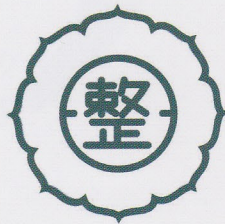
健康保険使用のポイント

- マッサージ代替りの疲労回復や慰安を目的とした受診はできません。
- 変形性関節症、五十肩、ヘルニア、肩こりなどがあった場合、その病名の治療はできませんが、その周囲で起きた原因のあるケガや痛みは治療できます。
- 骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合、治療できます(但し、骨折・脱臼は初回応急処置の後、継続して治療するには医師の同意が必要です)。
- 運動後の筋肉や関節などの痛みも原因がはっきりしていれば治療できます。
- 医師に治療してもらっている場合でも、同意や依頼があれば治療できます。

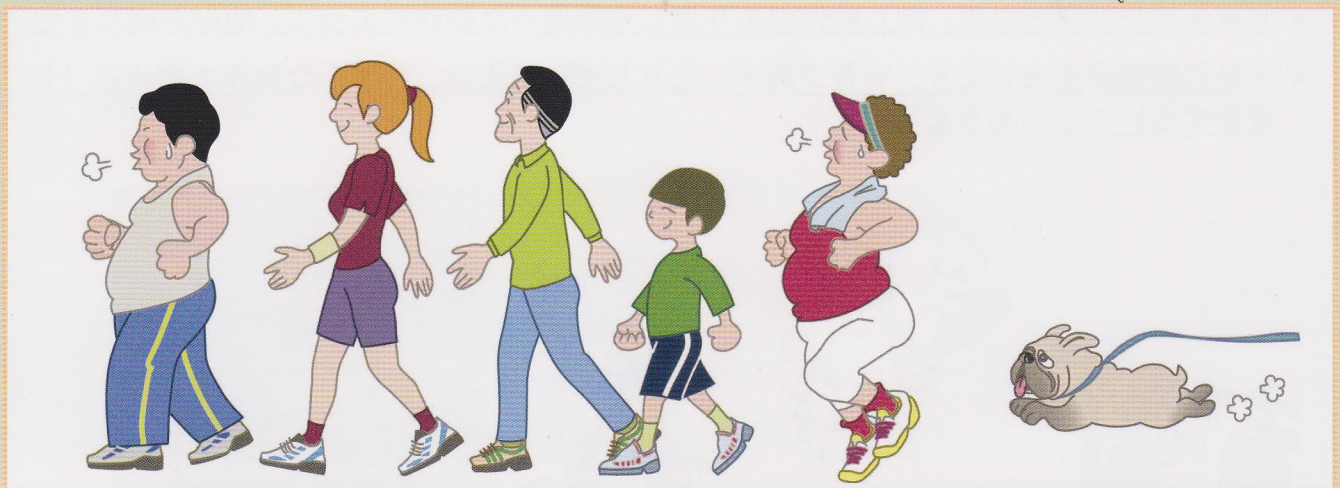
仕事中や通勤途中のケガは労災保険、交通事故によるケガは自賠責保険の適用となります。



公益社団法人日本柔道整復師会
に所属する会員は、国民の皆さ
さんの健康の維持・増進に日々努
力しております。
何なりとご相談下さい。



痛みが出たら、まず
接骨院・整骨院にご
相談下さい。



健康保険組合等が進めている健康の維持・増進やケガ予防、また
高齢者の介護予防訓練などのために、適切な運動を指導します。

接骨院・整骨院のかかり方



公益社団法人 日本柔道整復師会

健康保険が使えます (原因をはっきり伝えましょう。)

- 接骨院・整骨院で、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれ)と判断されたとき
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、原因をはっきりしているとき

すべった・転んだ・ぶっつけた

- 日常生活やスポーツで、^{くじ}挫いたり^{ひね}捻ったり打ったりして、急に痛みが出たとき



何度も・何度も・くい返し

- 日常生活やスポーツで、同じ動作のくり返しや間違った動作によって、痛みが出たとき
- 手足の関節が変形したり、背骨が曲がったりしている人は、わずかな動作で痛める(ケガをする)ことがあります

